

# 相 談

～あなたのこと～

困っていること、心配なこと、知りたいこと…思い切って相談してみましよう！個人情報（プライバシー）は厳守されます。

## 母子・父子自立支援員

子育て推進課では、ひとり親家庭に関する相談を母子・父子自立支援員がお受けしています。小さなことでもお気軽にご相談ください。

《お問い合わせ》

子育て推進課手当・医療費給付係 ☎042-528-4798

## 市民相談・くらしの相談

市民相談室では、暮らしの中で困っていること、悩みごとを解決するお手伝いとして相談に応じています。お気軽にご利用ください。

《専門相談項目（要予約 無料）》

法律、相続・登記・成年後見等、税務、家事※、不動産、交通事故、人権悩みごと、行政、行政手続

※家事相談…夫婦・親子の問題、離婚問題等

《お問い合わせ・予約》

市民相談室 ☎042-528-4319（直通）

◎広報たちかわの毎月25日号には、「くらしの相談日程」として、上記の相談に加え、消費生活や外国人、教育、子育て、女性（DVなど）、アルコール、カウンセリングなどの相談先を掲載しています。

## おしゃべり会

子ども家庭支援センターでは、立川みらい（立川市ひとり親家庭福祉会）との共催により、シングルでママ・パパとして頑張る皆さんの自由な語らいの場として、「おしゃべり会」を開催しています。お気軽にお立ち寄りください。

《場所》 子ども未来センター（立川市錦町 3-2-26）

《日にち》原則毎月第3土曜日（詳しくはお問い合わせください。）

《時間》午後2時～4時

《費用》 無料

《お問い合わせ》

子ども家庭支援センター（子ども総合相談受付） ☎042-529-8566

立川みらい ☎090-2247-4188（事務局専用）

## 法テラス（日本司法支援センター）

法的トラブル解決のための「総合案内所」です。国によって設立された法人であり、解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口を無料でご案内します。また、経済的に余裕のない方には、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えを行っています。

《お問い合わせ》

法テラス多摩 ☎0570-078305

〒190-0012 立川市曙町 2-8-18 東京建物ファール立川ビル 5 F

《業務時間》

平日 9:00～17:00

（土曜日、日曜日及び祝日は業務を行っておりません。）

## はあと多摩

生活に関する相談や仕事に関する相談をお受けします。

養育費についての相談や離婚前後の法律相談、面会交流支援、グループ相談会なども行っています。

《受付時間》

月・水・木・土・日・祝 9時00分から17時30分

火・金 9時00分から19時30分

《お問い合わせ》

はあと多摩

立川市曙町 2-8-30 立川わかぐさビル 4階 ☎ 042-506-1182

相 談  
～子どものこと～

ちょっとした不安や悩みなど、お子さんについて気軽に相談できます。

## 子ども総合相談窓口

立川市が運営する子どもと子育て家庭の総合相談窓口です。どんな内容でも、小さな悩みでも、相談をお受けしています。知りたい情報がある時にもご利用ください。

《お問い合わせ》

子ども家庭支援センター（子ども総合相談受付） ☎ 042-529-8566

子ども未来センター内（立川市錦町 3-2-26）

## ひとり親家庭等見守り訪問

立川市は、未就学で幼稚園・保育園等に通われていないお子様がいるひとり親家庭の見守り訪問を定期的に行っています。市の職員が名札と職員証を携行し、子育て情報等をお届けしていますので、お困りごとなどがある場合は、職員にお伝えください。

## 児童相談所

児童相談所は、18歳未満の子どもに関する相談窓口です。ご本人、ご家族、学校の先生、地域の方などからの相談をお受けします。児童福祉司（ソーシャルワーカー）、児童心理司、医師などの専門職員が相談にあたります。

### 〈相談内容〉

- ・ 保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子どもが家庭で生活できなくなったとき
- ・ 虐待など子どもの人権に関わる問題があるとき
- ・ わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿などで心配なとき
- ・ 知的発達の遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、虚弱、自閉傾向があるとき
- ・ 家出、盗み、乱暴、性的いたずら、薬物の習慣などがあるとき
- ・ 里親として家庭で子どもを育てたいとき

### 〈場所〉

立川児童相談所 立川市曙町 3-10-19 ☎ 042-523-1321

### 〈相談受付時間〉

午前 9 時～午後 5 時（月曜日～金曜日）

＊虐待など緊急性のある相談には、夜間や土・日曜、祝日（年末年始を含む）も、児童相談所全国共通ダイヤル 189 で対応します。また、現在都内の児童相談所にご相談中の方で緊急の場合は、夜間休日緊急連絡ダイヤル 03-5937-2330 におかけください。

## たちかわ若者サポートステーション

働くことに踏み出したい若者のための就労相談窓口です。

専門性を持ったスタッフが課題を整理し、それぞれの若者に合ったプログラムを作成します。個別面談やパソコン講座など各種セミナーを通して一般就労に向けた支援を行います。

《対象》

15歳～49歳の、現在、在学も就労もしていない方

《場所》

立川市高松町2-9-22生活館ビル3階 ☎042-529-3378

《オープン》

10:00～18:00（受付は17時まで）

ご利用は予約制となっております。お電話かホームページでご予約のうえ、ご来所ください。

休館日：水曜日・日曜日、祝日、年末年始



# 手当・医療費助成

いずれも申請が必要です。手当は申請し、支給要件を満たした翌月分から支給されますので、お早めにご申請ください。

申請に必要なものは、次のとおりです。申請の受付は、子育て推進課（21番窓口）で行っています（代理の方の申請、窓口サービスセンターや出張所等での申請はお受けできません）。

- 受給者、対象児童の申請事由が反映された戸籍謄本  
（離婚の場合は離婚届受理証明書等で申請できますが、後日、戸籍謄本をご提出いただきます。）
- 受給者と児童が加入する健康保険証（立川市国民健康保険に加入の方は不要です。）
- 受給者名義の金融機関口座のわかるもの
- 同意書、または課税証明書原本（転入等により、立川市で確認が出来ない方 受給者・同居親族）
- 個人番号がわかるもの（受給者・配偶者・児童・同居親族）

※申請事由によって、その他の証明等が必要な場合があります。

## 児童扶養手当

《支給対象》

18歳になって最初の3月までの児童（一定の障害がある場合は20歳未満の児童）を養育している、ひとり親家庭等の母、父または養育者（支給要件の詳細についてはお問合せください）。

### 《手当月額》

第1子 全部支給…45,500円

一部支給…10,740円～45,490円

第2子 全部支給…10,750円

一部支給…5,380円～10,740円

第3子 全部支給…6,450円

一部支給…3,230円～6,440円

※令和6年11月分から、第3子加算額も第2子加算額と同額になります。

### 《支給方法》

1月、3月、5月、7月、9月、11月の奇数月、それぞれの前月分までの2か月分を口座振込します。

### 《所得制限》

所得に応じて支給額が変わるほか、限度額を超えると支給停止となります。養育費の一部も所得の算定の対象になります。また、同居の扶養義務者（受給者の直系血族、兄弟姉妹等）の所得が限度額を超えた場合も支給停止となります。

### 《お問い合わせ》

子育て推進課手当・医療費給付係 ☎ 042-528-4798

## 児童育成手当



### 《支給対象》

18歳になって最初の3月までの児童を養育しているひとり親家庭等の母、父または養育者（支給要件の詳細についてはお問合せください）。

### 《手当月額》

児童一人あたり 13,500円

### 《支給方法》

10月、2月、6月に、それぞれの前月分までの4か月分を口座振込します。

《所得制限》

受給者の所得が一定額以上の場合は支給対象になりません。

《お問い合わせ》

子育て推進課手当・医療費給付係 ☎ 042-528-4798

**ひとり親家庭等医療費助成制度** ( 親医療証 )

《支給対象》

児童扶養手当と同様です。

《助成内容》

医療機関や薬局の窓口において、健康保険証とマル親医療証を提示することで、保険診療の自己負担分の一部を助成する制度です。

市民税課税世帯は保険診療の自己負担分の2/3を助成、非課税世帯は自己負担分の全額を助成します。

《所得制限》

児童扶養手当と同様の所得制限があります。

《お問い合わせ》

子育て推進課手当・医療費給付係 ☎ 042-528-4798

**家事や生活の援助**

家事や育児の支援もあります。お気軽にお問い合わせください。

**ひとり親家庭ホームヘルプサービス**

ひとり親家庭で、一時的に生活援助・子育て支援が必要な時や就業・自

立のために必要な時にホームヘルパーを派遣します。事前に申請・登録が必要です。

《対象要件》

- ひとり親家庭となって2年以内で、日常生活を営むのに支障がある
- 技能習得のため、職業能力開発センターなどに通学している
- 面接など、就職のための活動をしている
- 病気、出産その他社会通念上、必要と認められる
- 小学校3年生以下のお子さんがあるひとり親家庭の保護者で、就業により生活援助または子育て支援が必要

《派遣回数・時間》

派遣回数は1日1回、月に12回まで（職業能力開発センターに通学の場合は月に24回以内）。

派遣時間は午前7時から午後10時までの2時間以上8時間以内です。

《業務内容》

家庭内での育児、食事の支度、掃除、洗濯、被服の修理

《費用》

所得に応じて1時間当たり1,590円を限度に費用負担があります。

《お問い合わせ》

子育て推進課手当・医療費給付係 ☎ 042-528-4798



## ファミリー・サポート・センター事業

子育てを手伝ってほしい方（依頼会員）と、子育てのお手伝いができる方（援助会員）、その両方を兼ねる方（両会員）が会員になって、地域で子育てを支える制度です。事前に会員登録が必要です。継続的な依頼も、1回限りの依頼もできます。0歳～小学校卒業までのお子さんの保護者と妊娠中の方が依頼会員として登録できます。なお、援助活動は有償のボランティアです。

### 《活動内容》

- ・ 保育園・幼稚園の送迎やその前後の預かり
- ・ 学童保育所・学校の送迎や、その前後の預かり
- ・ 保護者の求職活動、通院、学校行事、買い物などで外出する際の預かり
- ・ 子どもの病気回復期の預かり（保育園等からの病気や怪我の呼び出しのお迎えは不可）

### 《費用》

月曜～金曜日の午前7時から午後7時までは700円/1時間です。

土・日曜日、祝日、早朝及び夜間、病気の回復期は900円/1時間です。事前打ち合わせには、援助会員の紹介ごとに1時間分の打ち合わせ料金がかかります（この打ち合わせ料金は、利用予定日から1ヶ月以内の援助活動時の謝礼金に充当できます。また、交通費・食事代・おやつ代等は実費です。

### 《お問い合わせ》

ファミリー・サポート・センター ☎ 042-528-6873

子ども未来センター内（立川市錦町 3-2-26）

## 産後ケア（宿泊型・日帰り型・訪問型）

出産後、授乳や育児手技、お母さんやお子さんの健康状態に関すること等、サポートが必要なお母さんが、医療機関等で心身の休息や専門家との

相談を受けることができます。産後ケアには、医療機関等に行ってケアを受ける宿泊型・日帰り型、自宅でケアを受ける訪問型の3つのプランがあります。

《お問い合わせ》

健康推進課母子保健係 ☎042-527-3234

## 母子栄養食品の支給

生活保護受給世帯、市民税非課税世帯及び市民税均等割のみ課税世帯の妊産婦及び乳児の健康保持と増進のため、一定期間、乳製品（粉ミルク）を無償で支給します。

《お問い合わせ》

健康推進課母子保健係 ☎042-527-3234

## ファーストバースデーサポート

立川市で1歳のお誕生日を迎えたお子さんを育てている家庭を対象にアンケートを行い、ご協力をいただいた方にギフトを贈ります。対象者にはご案内を郵送します。

《お問い合わせ》

健康推進課母子保健係 ☎042-527-3234

## 多胎児家庭支援（移動経費補助）

多胎児を養育する家庭は、同時に二人以上の育児をしなければならないため、身体的・精神的負担や、外出の不自由等の多胎児家庭特有の困難があります。そこで、3歳未満の多胎児育児中の家庭を対象に、市の保健師・助産師が面接や訪問等を通じて育児状況を把握し、必要に応じた支援、及び健康診断や市の事業等に行く際に利用できるタクシー券の贈呈を行っています。

《お問い合わせ》

健康推進課母子保健係 ☎042-527-3234

# 就労促進・自立支援

これからお仕事を始めたい方、就労にむけ資格をとりたい方…子育てしながらの就労を応援しています。

## 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が、資格取得のための養成機関で1年間以上修業する場合に、生活の安定を図るための費用を支給する制度です。

### 《対象となる方》

市内にお住まいの20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準の方（※）
- ・修業年限が6か月以上の養成機関（通信制は除く）において、一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ・過去にこの訓練促進給付金を受けたことがない方

※児童扶養手当の所得基準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き利用対象となる場合があります。詳しくはご相談ください。

### 《対象となる資格》

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他市長が特に必要と認める資格

### 《支給額》

住民税非課税世帯は月額100,000円、修了支援給付金50,000円、  
住民税課税世帯は月額70,500円、修了支援給付金25,000円です。

### 《支給期間》

修業期間中の全期間（上限4年）、支給申請があった月の分から支給さ

れます。修了支援給付金は全課程が修了した後に支給します。なお、支給額や支給期間は、世帯の住民税の課税状況や修学を開始する時期により変わります。

#### 《手続》

事前の相談が必要です。電話でご予約の上、子育て推進課の母子・父子自立支援員にご相談ください。すでに他の国家資格をお持ちの方は、その資格を活かせない理由や、収入アップにつながるか等をお聞きした上で、必要性について判断します。その他事前相談では、資格取得への意欲や能力等を総合的に判断させていただきます。必要書類等の詳細については、相談時にお知らせします。

#### 《お問い合わせ》

子育て推進課手当・医療費給付係 ☎ 042-528-4798

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

都内在住で、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金を活用して、養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象とした制度です。具体的には、訓練促進資金を貸付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立を図ることを目的としています。

#### 《貸付対象者》

ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者

#### 《貸付資金》

- (1) 入学準備金（養成機関への入学時に、入学・修学に必要な経費）  
500,000円以内
- (2) 就職準備金（養成機関を修了し、資格を取得しその資格を活かした仕事に就く際に、就職に必要な経費） 200,000円以内

#### 《貸付金の返済免除》

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、東京都内において、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合には全額返済が免除されます。

### 《相談受付時間》

平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです）

### 《お問い合わせ・予約》

立川市暮らし・しごとサポートセンター

立川市富士見町 2-36-47 総合福祉センター内 ☎042-503-4308

## 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父の自立を支援するため、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講して修了した場合に、受講料の一部を支給する制度です。

### 《対象となる方》

市内にお住まいの 20 歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- 児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準であること
- 講座の受講が、適職に就くために必要であると認められること
- 過去にこの制度等を利用していないこと
- 講座修了時に 20 歳未満の児童を養育していること
- 講座修了後の支給となるため、受講開始時には受講料の全額をご自身で負担できること

### 《対象となる講座》

- 雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座  
教育訓練給付制度の検索システム

(URL) [http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T\\_M\\_kensaku](http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku)

- その他市長が特に必要と認める講座

### 《支給額》

- ・雇用保険制度から給付金の支給を受けることができない方には、対象講座の受講料の 60 パーセント（上限 200,000 円）
- ・雇用保険制度から給付金の支給を受けることができる方には、上記の

金額から雇用保険から支給される額を差し引いた額

※支給額が12,000円を超えない場合（受講料が20,000円以下の場合）は、対象としません。

※給付金が支給されるのは、講座修了証明書等の確認後です。また、受講途中で支給要件に該当しなくなった場合は、給付金の支給はできません。

#### 《手続》

受講申し込み前の事前相談が必要です。電話でご予約の上、子育て推進課の母子・父子自立支援員にご相談ください。必要書類等の詳細については、相談時にお知らせします。

#### 《お問い合わせ》

子育て推進課手当・医療費給付係 ☎ 042-528-4798

ハローワーク立川

立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎 ☎042-525-8609

## 母子・父子自立支援プログラム

就労や転職、自立を支援するため母子・父子自立支援員が生活状況や仕事の希望等を伺い、心配ごとへの対処法や仕事の目標について話し合いをします。これらの内容をもとに、ハローワークと連携し、担当の就職支援ナビゲーターが適職に就けるよう継続的に支援します。

#### 《対象となる方》

市内在住のひとり親家庭の方等（生活保護受給者を除く）

#### 《お問い合わせ》

子育て推進課手当・医療費給付係 ☎ 042-528-4798



## マザーズハローワーク立川

仕事と育児・家事の両立を目指す方を支援する専門のハローワークです。お子様連れの方も安心してご利用いただけるよう、ゆったりとしたスペースで、隣にベビーカーを置いて求人検索機のご利用や職業相談ができます。

また、見守りスタッフ常駐のキッズスペースでお子様を遊ばせながらご相談いただけます。授乳室も完備。

求人検索パソコンでは都内だけでなく、全国のハローワークで受理した求人をご覧いただけます。仕事と子育ての両立求人の検索もできます。

### 《支援メニュー》

専任相談員の個別担当制による一貫した相談で、就職プランのアドバイスや求人情報の提供、希望求人への紹介を行っています。

相談日時のご予約もお受けできます。

当所相談員による「就職準備」「応募書類作成」「面接対策」などのセミナーの他、外部講師によるセミナーやパソコン講習を、託児付きで開催しています。

保育情報ほか、関連情報の提供も行っています。

### 《ご利用時間》

9時00分から17時00分

土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです。

### 《お問い合わせ・予約》

マザーズハローワーク立川

立川市柴崎町3-9-2 立川駅南口東京都・立川市合同施設4階

☎ 042-529-7465

\* 駐車場はありません。

\* 駐輪場は同施設に併設されています。自転車は3時間無料です。

## 立川市くらし・しごとサポートセンター

生活の悩み、仕事のことなどでお困りの方に寄り添い、一緒に課題の整理を行います。状況に応じて、適切な窓口や利用可能な制度をご案内したり、一人ひとりにあわせた相談・援助を行い、自立に向けた支援を行います。

一人で悩まずに、まずはご相談ください。

### ●生活やお金のこと

収入が少なく生活が不安、病気で一時的に困っている、子どもの教育費が心配

### ●仕事のこと

なんとか働きたい、何から始めればよいかわからない、生活習慣やリズムを整えたい

### ●住まいのこと

就職活動はしているが家賃が心配、相談できる人がいない

### 《相談受付時間》

平日 午前8時30分から午後5時15分

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです。)

### 《お問い合わせ・予約》

立川市くらし・しごとサポートセンター

立川市富士見町 2-36-47 総合福祉センター内 ☎042-503-4308

## 援助・減免制度

いずれも申請や申し込みが必要です。さかのぼっての援助や減免は受けられないものが多いので、該当する方は、お早めにご申請ください。

## 養育費確保支援事業

養育費の継続した履行確保を目指し、養育費の取決めを行うひとり親に対し、公正証書等の作成や保証会社との養育費保証契約に必要な経費に補助をします。対象・補助内容・申請方法等はお問合せください。

《補助内容》・公正証書等の作成に必要な経費（上限 43,000 円）  
・保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費（上限 50,000 円）

《お問い合わせ》

子育て推進課手当・医療費給付係 ☎ 042-528-4798

## 就学援助制度

小・中学校の学用品費や校外活動など、就学に必要な費用を援助しています。対象は、市内在住で、国公立小・中学校の通常の学級に通学する生活保護受給世帯や児童扶養手当を受けている方、世帯の年間総所得金額が認定基準額（生活保護基準額）を下回った世帯です。詳しくはお問い合わせください。

《お問い合わせ》

教育委員会 学務課 ☎042-528-4336

## 東京都私立高等学校等授業料軽減助成金事業

都内にお住まいで、私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために、授業料の一部を助成する制度です。

《お問い合わせ》

東京都私学財団

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当

☎ 03-5206-7925

## JR通勤定期乗車券の割引

普通定期券の3割引で『特定者用の通勤定期乗車券』を購入することができます。学生の方は通学定期の割引率の方が高いことがありますのでご注意ください。

《対象になる方》

児童扶養手当受給者の方、又はその方と同一世帯の方

《手続》

子育て推進課の窓口で ①児童扶養手当証書 ②顔写真（4cm×3cm、脱帽正面上半身で6か月以内の撮影）を添えて申請してください。

《お問い合わせ》

子育て推進課手当・医療費給付係 ☎ 042-528-4798

## 上・下水道料金の免除

水道料金は、基本料金と1か月当り10 m<sup>3</sup>までの従量料金の合計額が免除されます。下水道料金は、基本使用料に相当する額が減額されます。

《対象になる方》

児童扶養手当受給者の方

《手続》

児童扶養手当証書、印鑑、お客様番号の分かるもの（検針票、領収証書など）をお持ちいただき、東京都水道局立川サービスステーション（立川市緑町6-7）に免除申請書を提出してください。

なお、児童扶養手当が、全部支給停止から支給再開された方はあらためて申請が必要です。

《お問い合わせ》

東京都水道局 多摩お客様センター ☎042-548-5110

## 都営交通無料乗車券の発行

都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの『無料乗車券』が発行されます。

《対象になる方》

児童扶養手当を受給している世帯のうちの1人に限り、発行されます。

《手続》

児童扶養手当証書をお持ちのうえ、障害福祉課の窓口で申請してください。

《お問い合わせ》

障害福祉課業務係 ☎ 042-523-2111 内線 1511

## ステージへの招待

公益財団法人立川市地域文化振興財団では、未来を担う青少年に優れた文化・芸術に触れる機会を提供するため、児童育成手当受給世帯の方を財団主催事業（一部対象外の事業あり。）に無料でご招待します。

《対象になる方》

児童育成手当を受給している世帯

《ご招待回数》

同一年度内（4月～翌年3月）に1世帯2回まで

《申し込み》

次の手順でお申し込みください。

- ①立川市地域文化振興財団が主催するステージ事業の中で財団が指定し、公演日の1か月前時点で空席があるものが対象です。鑑賞を希望する公演に空席があるかどうかを電話（たましんR I S U R Uホール 042-526-1311）やホームページでご確認ください。
- ②子育て推進課の窓口で申込書をご記入ください。
- ③1週間から10日で招待券をご自宅にお届けします。万一お席が用意できないときは速やかにご連絡します。

### 《注意事項》

- 招待券を他人に渡すことはできません。
- 公演によっては、未就学児は入場できない場合があります。

### 《お問い合わせ》

子育て推進課手当・医療費給付係 ☎ 042-528-4798  
立川市地域文化振興財団 ☎ 042-526-1312

## 家庭ごみ指定収集袋の交付

ごみ処理手数料の減免として、一定の条件に該当する世帯に対し、家庭ごみ指定収集袋を交付します。交付には、申請が必要です。

### 《対象になる方》

児童扶養手当を受給している世帯は対象になります。

### 《手続》

児童扶養手当証書をお持ちの上、立川市役所1階子育て推進課の窓口または総合リサイクルセンター（西砂町4-77-1）で申請してください。

《お問い合わせ》 ごみ対策課 ☎ 042-531-5518

## 立川市自転車駐車場定期利用の減免

自転車駐車場の定期利用の料金の減免が受けられます。

### 《対象になる方》

児童扶養手当受給世帯の方

### 《手続》

自転車駐車場の管理室で受付できます。次のものをお持ちください。

○児童扶養手当証書

○市内在住か市内在勤または市内在学がわかるもの（健康保険証、運転免許証、社員証、学生証など）

《お問い合わせ》 交通対策課自転車対策係 ☎ 042-528-4360

# 学費等の貸付制度

締め切りを過ぎると借りることができない場合がありますので、お早めにご相談ください。

## 東京都母子及び父子・女性福祉資金

ひとり親家庭の母または父や女性の方が経済的に自立して、安定した生活を送るために、必要とする資金の貸付を行っています。

《対象となる方》

次のいずれかに該当する、都内に6か月以上お住まいの方

- ① ひとり親家庭の母または父で、20歳未満のお子さんを扶養している方
- ② 配偶者がいない女性で親族を扶養している方
- ③ 年間所得が2,036,000円以下で、かつて母子家庭の母だった方または婚姻歴がある40歳以上の女性の方

《資金の種類》

就学支度、修学、技能習得、生活、転宅など12種類

《審査について》

審査の結果、貸付の目的を達成することが困難と認められるときや計画が適切でないときは、貸付できない場合があります。要件を満たしていても、事前の相談がないと貸付できない場合がありますので、お早めにご相談ください。

《お問い合わせ》

子育て推進課手当・医療費給付係 ☎ 042-528-4798

## 受験生チャレンジ支援貸付事業

受験生チャレンジ支援貸付事業は、東京都内の中学3年生・高校3年生又はこれに準じる方を対象に学習塾、各種受験対策講座、通信講座等の受講料、及び高校や大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯へ必要な資金の貸付を無利子で行っている東京都の事業です。高校・大学等に入学した場合、返済が免除されます。（入学以外の場合でも、受験に向けた取り組み状況の確認を行い、審査により免除される場合があります。）

### 《貸付資金の種類と上限額》

* 学習塾等受講料	…	200,000 円
* 受験料	…高校受験	27,400 円
	大学等受験	80,000 円

### 《相談受付時間》

平日 午前8時30分～午後5時15分

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです）

### 《お問い合わせ・予約》

立川市暮らし・しごとサポートセンター

立川市富士見町 2-36-47 総合福祉センター内 ☎042-503-4308



## 生活福祉資金等貸付事業

所得の少ない世帯等に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、資金の貸し付けと必要な相談支援を行います。貸付内容は、教育支援資金（学校の授業料や入学する際に必要な費用）、福祉資金（出産・葬祭、住居の移転他）等があります。具体的な資金の利用目的・要件に合い、返済の見込みが立つ世帯に貸付を行います。詳しくはお問い合わせください。

※教育支援資金に関して…東京都母子及び父子福祉資金、日本学生機構・東京都育英資金等の奨学金が優先制度になります。

〈相談受付時間〉

平日 午前8時30分～午後5時15分

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです）

〈お問い合わせ・予約〉

立川市暮らし・しごとサポートセンター

立川市富士見町 2-36-47 総合福祉センター内 ☎ 042-503-4308

## 東京都私立高等学校等入学支度金貸付事業

都内にお住まいで、入学支度金貸付制度がある都内の私立高等学校、私立中等教育学校後期課程、私立特別支援学校高等部、私立高等専門学校、私立専修学校高等課程（三年制）に入学する生徒の保護者に、入学時に必要な費用のうち、25万円を無利息で入学先の学校が貸し付ける制度です。

〈お問い合わせ〉

詳細については、入学する学校にお問い合わせください。

## 東京都育英資金貸付事業

都内にお住まいで、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する生徒のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方に、無利息で奨学金を貸し付ける制度です。申し込みは、在学する学校を通じて行います。

《お問い合わせ》

東京都私学財団 育英資金担当 ☎ 03-5206-7929

## 独立行政法人 日本学生支援機構

日本学生支援機構では、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）で学ぶ学生、生徒に対して奨学金の制度があります。奨学金には給付型と貸与型があり、貸与型には第一種奨学金（無利息）と第二種奨学金（利息付）があります。

貸付の採用には、入学前に申し込む「予約採用」と入学後に申し込む「在学採用」があります。「予約採用」の場合は進学する前年に、「在学採用」の場合は毎年春に、在学している学校に申し込みを行います。

《お問い合わせ》

くわしくは在学している学校へお問い合わせください。

## 国の教育ローン

高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校、各種学校、予備校等が融資の対象となります。学生1人につき350万円まで、融資しています。申し込みは随時行っています。

《お問い合わせ》

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター ☎ 0570-008656

**困った時は、お早めにご相談ください！**



令和6年度版ひとり親家庭のためのしおり

令和6年9月発行

編集・発行 立川市子ども家庭部子育て推進課

〒190-8666 立川市泉町 1156 番地の9

電話 042-528-4798 (直通)

<http://www.city.tachikawa.lg.jp>